

子どもの貧困への対応について

生活保護家庭の子ども達の進学状況について

昨年度の生活保護家庭の中学三年生 37 人のうち、30 人が高校進学し、うち 10 人が定時制高校である。進学率 81.1%、うち定時制の割合は 33.3%、荒川区全体の高校進学率 98.2%、そのうち定時制 7.6%との格差は大きい。塾利用も 3 割程度。私が提案した学習支援が「学びサポート」として運営されていることは評価する。私は 2009 年の決算委員会で板橋区の高校進学支援プログラムを紹介し、荒川区での取り組みを求めた。昨年は神奈川県で取り組みをはじめた子どもに特化した支援員制度も提案したが、検討は？

区：ケースワーカーによる進学支援を続けていく。

せの：ひとりで 100 家庭を担当するケースワーカーの支援だけでは不十分だろう。さらなる支援方法を検討して欲しい。

高校中退者への支援について

2 年前には、担当部署がないという回答であったが、その後、教育センターで相談を始めた事は評価する。区として、東京都教育委員会や若者就労サポートデスクと連携をとりながら高校中退者への支援を行い、区の取り組みの広報をするべきではないか。

区：都の青少年リスタートプレイスや若者就労サポートデスクと連携を図る。

母子家庭の就労支援について

子どもの貧困への対策は、母子家庭への支援が最も有効とされている。区では、児童扶養手当を受給する母子家庭は 1500 人。そのなかで国の予算がついている母子自立支援プログラムの相談は 50 件程度、職業訓練促進事業の利用者は 10 人ちょっと。日々の生活に追われ、職業訓練や資格取得まではとてもやりきれないという母親が多い。実態にあった就労支援をどのように行うか、調査検討はされているのか。個性に合わせた相談・支援や資格所得までの援助を手厚くするなど、方策を考えるべきではないか。

区：母子世帯の総所得は年間 252 万円で、全世帯平均の 47%に過ぎない。専門員による相談体制を強化すると共に、就労支援についての分析を進め、支援策を推進する。



共生社会をめざすインクルーシブ教育について

保護者・地域への啓発を

障害の有無にかかわらず共生社会の実現をめざす障害者差別解消法が成立。自治体に対しては障害を理由とした差別的取り扱いを禁止し、障がい者が壁を感じずに生活できるように合理的な配慮を義務付けている。地域住民や保護者に対し、障がい児と共に学ぶインクルーシブ教育の啓発をすすめるべきではないか。

区：現在、方向性を検討中なので、今後啓発を進めていく。

教職員・支援員等の研修、人材確保を

障がい児を初めて担任する教員やアルバイトの支援員の対応は課題がある。人材確保と研修が必要ではないか。

区：研修を実施し専門性の確保に努めていきたい。

特別支援学級と普通学級の交流と共同学習を

差別をなくすためには、障がいのある子との交流や共同学習が大変重要である。特別支援学級と普通学級の交流・共同学習の推進・拡大に努めるべきではないか。

区：今後も交流・共同学習をすすめていく。